

件名	愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領の改正により、介護職員処遇改善等臨時特例交付金により行う事業の実施期間が1年延長されたことに伴い、基金の設置期間を延長するための改正。

○附則第2項の改正

この条例は、平成25年12月31日限り、その効力を失う。



平成26年12月31日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

○基金事業の内容

1. 事業実施主体 県、市町
2. 事業実施期間 平成21年度～25年度
3. 事業内容（負担割合 国10/10）

事業メニュー	事業内容	備考
施設開設準備経費助成事業	小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の新規開設を予定している事業者に対し、定額助成を行い、開設時からの質の高いサービスの提供を推進する。	○市町の実施事業に対する助成
《参考》 介護職員処遇改善交付金事業	介護職員の賃金改善を行う事業者からの申請に基づき、介護給付費に定率を乗じた額を上乗せして交付し、介護職員の処遇改善を図る。	○24年度以降は介護報酬で対応するため、 <u>23年度で事業は終了</u> ○24年度は、24年2月・3月分の介護給付費に係る上乗せ分の支払いのみ

4. 基金の額

(単位：千円)

	増加		減少	残額
	積立	利子	取崩し	
平成21年度末	7,159,037	7,172	800,608	6,365,601
平成22年度末	5,672	14,804	2,588,317	3,797,760
平成23年度末	2,895	7,331	2,590,509	1,217,477
平成24年度末	(7,487)	(2,279)	(406,958)	(820,285)
平成25年度末	(1,640)	(1,703)	(312,487)	(511,141)

※増加（積立）には、返還金も含む。

※（ ）内は見込み